

令和 3 年 8 月 1 0 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け 2 川監公第 2 3 号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市選挙管理委員会委員長及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

3 川 総 コ 第 2 7 号

令和 3 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け 2 川監報第 8 号で報告の提出がありました定期監査
の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和２年度第１回定期（財務）監査結果に対する措置状況

（１）督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例（平成２５年条例第４２号）第５条によると、市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第７４条によると、河川敷占用料をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者は、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

さらに、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第７３条第１項によると、この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき占用料を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、次の債権に係る督促状を発していなかった事例があった。

法令等に基づき督促手続を適正に行われたい。

ア 公園内行為使用料

[措置内容]

指摘事項については、納付がされていることを確認しました。今後は定められた期限までに督促状を送付するよう課内で周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園）

イ 河川敷占用料

[措置内容]

指摘事項については、収入状況を再度確認し、納入されていない債権に対しては督促状を送付するとともに、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

また、令和3年3月に職員向けの占用業務マニュアルを改定し、督促手続を適正に行うよう追記しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

ウ 道路占用料

[措置内容]

指摘事項については、督促状の送付手続又は占用物件の廃止が確認されたものについては廃止手続を行いました。

また、再発防止を図るため、今回の指摘事例について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課、多摩区役所道路公園センター管理課)

(2) 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例第8条によると、市の債権につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされており、また、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、運動施設使用料延滞金等の債権に係る不

納欠損処分の手続を行っていなかった事例があった。

条例等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した滞納債権の不納欠損処分手続を行いました。

また、不納欠損処分の適正な執行に向け、時効完成時期を確実に把握することや、手続漏れの確認を複数の職員で実施するなどの対応について周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課、幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課、麻生区役所道路公園センター管理課)

(3) 徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成12年条例第29号）第3条及び川崎市下水道条例（昭和36年条例第18号）第25条並びに川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）第25条第1項第2号によると、河川敷占用料、水路敷占用料及び調整池使用料については、占用及び使用の許可をした日から起算して30日以内に徴収し、翌年度以降については、毎年度、4月末日までに当該年度分を徴収するものとされている。

徴収手続についてみたところ、4月1日に占用及び使用の更新許可を行い4月末日までに料金を徴収すべきところ、日付を遡って処理を行い7月以降に許可書及び納入通知書を発送していた事例があった。また、許可継続分の納入通知書についても同様に処理を行っていた。

条例等に基づき徴収手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、条例等に基づき適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を行い、令和３年４月上旬までに各占用者宛て納入通知書の発送を行いました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(４) 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市都市公園条例（昭和３２年条例第６号）第３条によると、都市公園内で行為しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、川崎市都市公園条例施行規則（昭和３２年規則第６号）第３条第２項によると、使用料は許可の際に徴収することとされている。

公園内行為許可に係る手続についてみたところ、使用料を徴収する前に、許可書を交付していた事例があった。

条例等に基づき公園内行為許可に係る手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、公園内行為許可に係る手続を行う場合には、マニュアルの公園内行為許可のフローに基づき、公園内行為使用料の納入を確認し、課内でダブルチェックをしてから許可書を発行するよう課内で周知するとともに、改めて適正な手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(建設緑政局緑政部霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園)

(５) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和４７年規則第１９号）第３条及び川崎市事務

決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、契約事務に係る留意点を改めて確認し、規則等に基づく適正な契約手続を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（高津区役所道路公園センター管理課、宮前区役所道路公園センター管理課、麻生区役所道路公園センター管理課）

（6）支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則第10条によると、支出に関する証拠書類の金額は訂正してはならないとされている。また、会計室が作成した会計事務の手引では、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとし、内容の訂正がある場合には、訂正箇所は2本線を引きその上部に正書することとされている。

支出に関する証拠書類をみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

ア 請求書の金額を切り貼りにより訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止等のため局内職員を対象とした研修会

を開催するとともに、適正な支出事務の執行について文書にて課内に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(議会局総務部庶務課)

イ 請求書の請求日を砂消しゴム又は修正テープにより訂正していた事例
[措置内容]

指摘事項については、研修会の開催や文書による周知を行い、請求書の適正な取扱いについて改めて周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課、議会局総務部庶務課)

(7) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る出納事務についてみたところ、職員が出席負担金の立替払を行っていた事例があった。

法令に基づき前渡金の事務処理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、会計室の作成した手引き等を課内で共有し、改めて適正な前渡金の事務処理を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(8) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第30条第2項によると、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約関係文書をみたところ、次の事例があった。

規則に基づき契約関係文書の確認を適正に行われたい。

ア 日付の入っていない請書を徴していた事例

[措置内容]

指摘事項については、請書の確認を徹底するなど再発防止について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（川崎区役所道路公園センター管理課、多摩区役所道路公園センター管理課）

(9) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 調定手続を適正に行うべきもの

会議録有償頒布収入について、納入義務者の氏名の一部を誤って調定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘事項及び再発防止策について文書を取りまとめ課内会議で配布し、適正な事務処理を行うよう課内に周知徹底しま

した。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(議会局議事調査部議事課)

イ 寄附の受納の決定を適正に行うべきもの

寄附の受納の決定について、専決区分が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、局長まで報告を行うとともに、関係職員に口頭で周知を図りました。

今後は、寄付の受納の決定を行う際には、川崎市事務決裁規程を確認し、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課)

ウ 適正な会計年度区分により収入を行うべきもの

公園占用料について、調定すべき年度を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、チェックリストを使用して事務を行うことを課内で周知するなど、適正な会計年度区分により収入を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

エ 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

証明閲覧手数料に係る領収書について、金額を訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、領収書の内容に訂正の必要が生じた場合は、当該領収書は書損処理を行い新規に領収書を作成するなど、適正な領収書の取扱事務を行うよう職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(宮前区役所道路公園センター管理課)

オ 適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

図書の購入について、支出すべき年度を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該図書の履行があった日の属する年度により支出を行うこと、支出の際は納品書、請求書等の確認について課内でダブルチェックを行うよう徹底することとしました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課)

カ 契約関係文書の確認を適切に行うべきもの

(ア) 委託業務着手届に記載された日付が契約締結日前の日付になっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、受注者から委託業務着手届を受け取る際は、委託業務着手届と契約書を見比べ、記載に誤りがないか確認するよう課内で周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(宮前区役所道路公園センター管理課)

(イ) 委託業務完了届に業務の完了年月日が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、係内会議などで周知するとともに、委託完了届の受領の際に記載漏れがないか確認するよう周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(幸区役所道路公園センター管理課)

キ 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに検査確認書を作成するとともに、再発防止を図るため課内で周知し、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、適正な検査確認に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの企画管理課、同夢見ヶ崎動物公園)

ク 契約に基づく履行を適切に確認すべきもの

委託契約の成果物について、指定場所に納品された事実を確認しないまま履行確認を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指摘のあった委託業務だけでなく、物品や工事の別にかかわらず、その検収及び検査においては、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき実施するよう事務所職員に周知徹底しました。

今後は適正な履行確認に努めます。

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

ケ 物品の受入検査を適正に行うべきもの

(ア) 請書の内訳書と納品書の内容が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、納品内容の不備を確認し、業者から追納がされました。

また、監査指摘事項報告会を開催し、検査員による確認等を徹底す

るよう改めて関係職員へ周知しました。

今後は、適正な履行確認に努めます。

(中原区役所道路公園センター管理課)

(イ) 定められた期限内に受入検査を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内で指摘事項及び事務執行時の注意事項を周知するとともに、区役所担当職員を対象に経理事務研修を開催し、改めて検査確認期日について周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(高津区役所道路公園センター管理課)

コ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について、会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、重要物品増減書を作成し、会計管理者へ報告を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、同企画課、緑政部みどりの企画管理課、同多摩川施策推進課、自転車利活用推進室、中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所道路公園センター管理課、宮前区役所道路公園センター管理課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局総務部企画課、緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 備品とすべき物品を備品整理簿に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品から備品への登録変更を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

サ 消耗品等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品及び材料について、消耗品出納簿及び材料品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿及び材料品出納簿と現在高を一致させました。

今後は、適正な消耗品等の管理に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの企画管理課、同みどりの協働推進課、同多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、同生田緑地整備事務所、道路管理部管理課、道路河川整備部公共用地課、川崎区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課)

(イ) 消耗品出納簿への登載を省略できない灯油を登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品出納簿への登載手続を行いました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

シ 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

金銭出納員及び金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、令和2年度中に補職登録を行い、金銭出納員及び金銭取扱員を任命しました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部公共用地課)

3 川市選第 4 4 1 号

令和 3 年 5 月 1 9 日

川崎市代表監査委員 寺岡 章二 様

川崎市選挙管理委員会委員長 坂本 茂

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け 2 川監第 6 2 9 号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和 2 年度定期監査結果に対する措置状況

1 指摘の件名

〔指摘の要旨〕

予算執行伺の手續を適正に行うべきもの

〔措置の内容〕

指摘事項については、適正な事務処理を行うよう係会議で関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

2 指摘の件名

〔指摘の要旨〕

検査確認書の作成を適正に行うべきもの

〔措置の内容〕

指摘事項については、係会議で関係職員に周知徹底し、検査確認書類を作成しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

令和 3 年 3 月 2 日

川崎市監査委員	寺	岡	章	二	様
同	植	村	京	子	様
同	嶋	崎	嘉	夫	様
同	沼	沢	和	明	様

川崎市人事委員会委員長 魚津 利興

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 2 年 1 2 月 1 0 日付け 2 川監報第 8 号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和 2 年度定期（財務）監査結果に対する措置状況

1 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

会計室が作成した会計事務の手引きによると、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとしている。

支出に係る財務文書をみたところ、日付が鉛筆で記載された請求書で支払の手続を行っていた事例があった。

支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

[措置の内容]

支出に関する証拠書類の取扱いについては、川崎市金銭会計規則や会計事務の手引き等に基づき適正に行うよう、令和３年１月１９日の事務打ち合わせで各職員に周知徹底しました。

今後は、適正に証拠書類を取り扱うよう努めます。

(人事委員会事務局任用課)

2 定期支払に係る検査確認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第５条及び川崎市契約規則（昭和３９年規則第２８号）第４０条によると、完了の届出から１０日以内に検査をしなければならないとされている。

定期支払の支出に係る財務文書をみたところ、法令等で定められた期限内に検査確認を行っていなかった事例があった。

法令等に基づき検査確認を適正に行われたい。

[措置の内容]

定期支払に係る検査確認については、法令等に定められた期限内に適正に行うよう、令和３年１月１９日の事務打ち合わせで各職員に周知徹底しました。

今後は、適正かつ迅速に検査確認を行うよう努めます。

(人事委員会事務局任用課)

3 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市契約規則（昭和３９年規則第２８号）第３０条第２項によると、契約

書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約関係文書をみたところ、日付の入っていない請書を徴していた事例、及び内訳書が添付されていない請書を徴していた事例があった。

規則に基づき契約関係文書の確認を適正に行われたい。

[措置の内容]

契約関係文書の確認について、契約書の作成を省略するときは、規則により契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴する必要がある点に留意し、適正に行うよう、令和3年1月19日の事務打ち合わせで各職員に周知徹底しました。

今後は、適正に契約関係文書の確認を行うよう努めます。

(人事委員会事務局調査課)